

# 大里広域市町村圏組合議会会議録

## 目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 議 事

3月22日（水）

○開会及び開議	6
○諸般の報告	6
○議席の一部変更及び指定	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○報告第 1号 専決処分の報告について	7
○報告第 2号 例月出納検査結果報告	7
○管理者の挨拶	8
○議案第 1号 令和5年度大里広域市町村圏組合一般会計予算	9
○議案第 2号 令和5年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について	9
○議案第 3号 令和5年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について	9
○議案第 4号 令和5年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について	9
○議案第 5号 令和5年度大里広域市町村圏組合新施設整備事業費の市町別負担金について	9
○議案第 6号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算	9
○議案第 7号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について	9
○議案第 8号 令和5年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について	10
○議案第 9号 令和5年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金に	

	ついて……………	10
○議案第10号	令和5年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について……………	10
○議案第11号	令和4年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）……………	27
○議案第12号	令和4年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）……………	27
○議案第13号	大里広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例……………	29
○日程の追加……………		35
○議提議案第1号	大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例……………	35
○閉会……………		37

大里広域市町村圏組合告示（乙）第10号

令和5年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を下記のとおり招集する。

令和5年3月15日

大里広域市町村圏組合

管理者 小林 哲也

記

- |   |     |                         |
|---|-----|-------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和5年3月22日（水）<br>午後2時00分 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市議会議事堂 第1委員会室         |

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	小林	國章	議員	2番	新島	一英	議員
3番	影山	琢也	議員	4番	権田	清志	議員
5番	守屋	淳	議員	6番	黒澤	三千夫	議員
7番	須永	宣延	議員	8番	大山	美智子	議員
10番	今井	慶一郎	議員	11番	三田部	恒明	議員
12番	柴崎	重雄	議員	13番	馬場	茂	議員
14番	石川	克正	議員	15番	仲田	稔	議員
16番	権田	孝史	議員	17番	・澤	康広	議員

不応招議員（1名）

9番 森 新一 議員

○会 期 3月22日

---

○議事日程

日程第1 議席の一部変更及び指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 (報告第 1号) 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)

(報告第 2号) 例月出納検査結果報告(令和4年度9月分から1月分まで)

(報告～了承)

日程第5 管理者の挨拶

日程第6 (議案第 1号) 令和5年度大里広域市町村圏組合一般会計予算

(議案第 2号) 令和5年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について

(議案第 3号) 令和5年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について

(議案第 4号) 令和5年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について

(議案第 5号) 令和5年度大里広域市町村圏組合新施設整備事業費の市町別負担金について

(議案第 6号) 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算

(議案第 7号) 令和5年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について

(議案第 8号) 令和5年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について

(議案第 9号) 令和5年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について

(議案第10号) 令和5年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について

(上程～採決)

日程第7 (議案第11号) 令和4年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)

(議案第12号) 令和4年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第2号)

(上程～採決)

日程第8 (議案第13号) 大里広域市町村圏組合個人情報保護に関する法律施行条例

(上程～採決)

日程第9 (議提議案第1号) 大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例

(上程～採決)

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員(16名)

1番	小林	國章	議員	2番	新島	一英	議員
3番	影山	琢也	議員	4番	権田	清志	議員
5番	守屋	淳	議員	6番	黒澤	三千夫	議員
7番	須永	宣延	議員	8番	大山	美智子	議員
10番	今井	慶一郎	議員	11番	三田部	恒明	議員
12番	柴崎	重雄	議員	13番	馬場	茂	議員
14番	石川	克正	議員	15番	仲田	稔	議員
16番	権田	孝史	議員	17番	・澤	康広	議員

欠席議員(1名)

9番 森 新一 議員

---

○説明のための出席者

管理者	小林	哲也
副管理者	小島	進
副管理者	峯岸	克明
事務局長	三友	孝二
事務局次長兼 総務課長	大屋	孝成
介護保険課長	柏木	純一
業務課長兼 熊谷衛生センター 所長	福島	英樹
建設準備課長	清水	保之

---

○事務局職員出席者

副課長	井上	努
主査	鈴木	学
主査	北根	典和
主任	里見	悠佑

午後 2時01分 開 会

△開会及び開議の宣告

○須永宣延議長 出席議員が定足数に達しましたので、令和5年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

△諸般の報告

○須永宣延議長 この際、報告をいたします。

初めに、野澤久夫議員の辞職に伴い、議会運営委員に欠員が生じたので、委員の選任につきましては、委員会条例第4条の規定により、議長において議会運営委員に新島一英議員を指名しましたので、報告いたします。

本定例会の議案等の関係書類は、前もって配付したとおりです。

なお、議案説明のため、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

開会前、お手元に配付いたしました書類は、1つ、本日の議事日程、以上1件であります。

---

△議席の一部変更及び指定

○須永宣延議長 これより日程に入ります。

日程第1、議席の一部変更及び指定、本件を議題といたします。

熊谷市から選出されておりました小島正泰議員、野澤久夫議員、小林一貫議員の後任として、小林國章議員、影山琢也議員、権田清志議員が就任されましたので、御了承願います。

議席につきましては、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

6番、私、須永宣延、5番、黒澤三千夫議員の議席を1番ずつ繰り下げ、3番、守屋淳議員の議席を2番繰り下げ、1番、新島一英議員の議席を1番繰り下げます。

お諮りいたします。ただいま申し上げたとおり議席の一部変更を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま申し上げましたとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

次に、新たな組合議員の議席につきましては、会議規則第3条第2項の規定により議長において指定いたします。

1番 小 林 國 章 議員                      3番 影 山 琢 也 議員  
4番 権 田 清 志 議員



以上のとおり指定いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時04分 休 憩

---

午後 2時05分 再 開

○須永宣延議長 休憩中の会議を再開いたします。

---

△会議録署名議員の指名

○須永宣延議長 次、日程第2、会議録署名議員の指名。会議規則第64条の規定に基づき、指名いたします。

1番 小林 國 章 議員

2番 新 島 一 英 議員

以上の議員にお願いいたします。

---

△会期の決定

○須永宣延議長 次、日程第3、会期の決定。このことにつきましては、先ほど第2委員会室におきまして議会運営委員会を開き、御協議願いました結果、本日1日ということでありましたが、そのように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

△報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 例月出納検査結果報告

○須永宣延議長 次、日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）及び報告第2号 例月出納検査結果報告（令和4年度9月分から1月分まで）、以上2件を一括議題といたします。

2件について御質疑等ありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）及び報告第2号 例月出納検査結果報告（令和4年度9月分から1月分まで）、以上2件は、報告のとおり了承することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、報告第1号及び報告第2号はいずれも報告のとおり了承することに決定いたしました。

---

△管理者の挨拶

○須永宣延議長 次、日程第5、管理者の挨拶。

小林管理者、お願いいたします。

○小林哲也管理者 皆様、こんにちは。管理者の小林哲也でございます。開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には、年度末、御多用の中にもかかわらず御健勝にて御参会を賜り、令和5年度の当初予算をはじめ当面する諸案件につきまして御審議いただけますことは、広域行政の進展にとりまして誠に喜びに堪えないところでございます。

組合事業につきましては順調に推移いたしておりますが、このことは議員皆様の御指導、構成市町の御理解、御協力によるものであり、心から感謝申し上げます。

それでは、組合事業の近況につきまして御報告を申し上げます。

最初に、可燃ごみ処理の状況でございますが、2月末現在、合計約11万2,965トンの処理を行ったところでございます。昨年同時期と比較いたしますと約803トン、0.7%の減となっております。

次に、不燃ごみ処理でございますが、2月末までの大里広域クリーンセンターへの搬入量は約7,153トンで、昨年同時期と比較いたしますと約876トン、11.0%の減となっております。

また、次期ごみ処理施設の整備につきましては、現在、新施設整備に向けたPFI等導入可能性調査、建設候補地での環境影響評価に係る現地調査及び土地調査測量等の業務を進めているところです。

次に、介護保険事業でございますが、2月末までの介護認定審査会の審査件数は1万2,218件で、昨年同時期と比較いたしますと489件の増加となっております。また、今年度は第8期介護保険事業計画の2年度目でございますが、現在計画に沿って順調に推移いたしております。今後も、より効果的な運営に心がけてまいりたいと考えております。

続きまして、今定例会に提案いたします議案につきまして概要を申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第10号まででございますが、令和5年度の予算議案10件でございます。厳しい財政状況の中、歳出予算の抑制に努めながら組合事業を円滑に推進することを基本といたしまして、予算措置を行ったものでございます。

それでは、予算案の概要につきまして申し上げます。

一般会計は、総額48億4,431万5,000円で、前年度と比較し4億1,862万円、9.5%の増となります。増額の主な要因でございますが、各センターの工場運転用のための電気料金等の高騰及び管理運営委託料の更新に伴う衛生費の増でございます。

介護保険特別会計は、総額334億8,218万9,000円で、前年度と比較し9億5,491万3,000円、2.9%の増となります。増額の主な要因でございますが、高齢者人口の伸びによる保険給付費の増でございます。

なお、一般会計、特別会計の総額は383億2,650万4,000円で、前年度と比較し13億7,353万3,000円、3.7%の増となります。

次に、議案第11号 令和4年度一般会計補正予算（第2号）でございますが、繰越金の決算額の確定に伴い、基金積立金を増額するものでございます。

次に、議案第12号 令和4年度介護保険特別会計補正予算（第2号）は、令和3年度の保険給付費等が確定したことに伴いまして、市町負担金の精算を行うものでございます。

最後に、議案第13号の一般議案は、大里広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例を上程しております。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げますので、議員皆様におかれましては、何とぞ慎重に御審議をいただきまして御可決を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶といたします。

以上でございます。

○須永宣延議長 ありがとうございます。

以上で管理者の挨拶は終わりました。

- 
- △議案第 1号 令和5年度大里広域市町村圏組合一般会計予算
  - 議案第 2号 令和5年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について
  - 議案第 3号 令和5年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について
  - 議案第 4号 令和5年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について
  - 議案第 5号 令和5年度大里広域市町村圏組合新施設整備事業費の市町別負担金について
  - 議案第 6号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算
  - 議案第 7号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について

議案第 8号 令和5年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金  
について

議案第 9号 令和5年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負  
担金について

議案第10号 令和5年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市  
町別負担金について

○須永宣延議長 次、日程第6、議案第1号 令和5年度大里広域市町村圏組合一般会計予算から議  
案第10号 令和5年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金についてまで、以  
上10件を一括議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

○三友事務局長 ただいま議題となりました議案第1号から第10号について、順次御説明を申し上げ  
ます。

初めに、議案第1号 令和5年度大里広域市町村圏組合一般会計予算について御説明いたします  
ので、表紙にナンバー3と表示のあります一般会計予算書を御覧いただきたいと存じます。

1ページをお願いいたします。第1条は歳入歳出予算で、総額を48億4,431万5,000円と定めるも  
のでございます。

次に、予算の内容について御説明いたしますので、4ページ及び5ページをお願いいたします。  
総括でございますが、歳入歳出それぞれの合計は、前年度と比較し4億1,862万円、率にいたしまし  
て9.5%の増でございます。

次に、予算の主な内容について歳出から御説明いたしますので、13ページをお願いいたします。  
1款1項1目議会費、事業名、議会運営経費は、議員報酬等組合議会の運営に要する経費でござい  
ます。

次に、14ページに参りまして、2款総務費は組合事務局の総務的な運営経費でございます。この  
うち、1項総務管理費、1目一般管理費、事業名、人件費は、次のページにわたりますが、管理者、  
副管理者並びに事務局長・次長を含む総務課の常勤職員6人分の給与等並びに会計年度任用職員2  
人分の報酬等でございます。

15ページに参りまして、事業名、事務局費は、次のページにわたりますが、組合事務局の経常的  
な事務経費で、システム使用料や事務機器借上料のほか、曙町事務所の維持管理経費が主なもので  
ございます。

次に、17ページに参りまして、2項公平委員会費と、次の18ページの3項監査委員費は、それぞ  
れの委員等の報酬などでございます。

次に、19ページに参りまして、3款衛生費は、可燃及び不燃ごみの処理事業に係る経費でござい  
ます。このうち、1項清掃費、1目清掃総務費は、ごみ処理事業の総括的な経費で、事業名、人件

費は、次のページにわたりますが、業務課及び各センター職員12人と、建設準備課職員5人、計17人分の常勤職員の給与等並びに会計年度任用職員6人分の報酬等でございます。

20ページをお願いいたします。事業名、管理運営経費は、ごみ処理施設の総括的な経費で、10節需用費の説明欄の上から3番目の施設補修費は、ごみ焼却3施設の機械設備等の小規模な修繕等に要する経費でございます。

次に、14節工事請負費は、ごみ焼却3施設の主要設備に係る改修等の経費でございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金の説明欄の一番下の交付金は、事業系一般廃棄物の処理手数料を、ごみ焼却施設が立地する熊谷市及び深谷市に対し、立地交付金として交付するものでございます。

次に、21ページに参りまして、事業名の上の次期処理施設建設準備事業は、次期ごみ処理施設の建設準備に要する経費で、7節報償費は、施設の整備に関し、技術的・専門的見地からの助言等を求めるため設置している新ごみ処理施設整備検討委員会の学識経験者委員への謝金でございます。

次に、12節委託料は、令和4年度から6年度にかけて業務を進めております、施設整備のために必要なPFI導入可能性調査、環境影響評価及び事業者選定等の令和5年度分の業務支援や、建設候補地内における地下水のモニタリング分析調査などの委託料でございます。

次に、2目熊谷衛生センター費からは、可燃物及び不燃物の各処理施設の管理運営経費となります。

初めに、2目熊谷衛生センター費の事業名、管理運営経費でございますが、10節需用費のうち、説明欄の一番上の消耗品費は、施設の管理運営に必要な消耗資材等の購入費でございます。

同じく需用費の説明欄の上から3番目の光熱水費、その下の燃料費、22ページに参りまして、説明欄の一番下の薬剤等購入費は、主に施設の運転に必要な電気、水道の使用料や、排ガス中の有害物質の除去等のための薬剤等の購入費でございます。

同じく説明欄の上から3番目の施設その他修繕料は、小規模な緊急修繕や各機器の部品交換等の経費でございます。

次に、12節委託料の説明欄の一番上の委託料は、焼却灰等のセメント原料としての資源化や環境分析のための業務委託料でございます。

その下の、管理運営委託料は、熊谷衛生センターの運転管理や焼却灰等を太平洋セメント株式会社熊谷工場へ運搬するための業務委託料でございます。

その下の保守委託料は、各設備の正常な機能を保つための保守点検等の業務委託料でございます。

次に、22ページの3目深谷清掃センター費、24ページに参りまして4目江南清掃センター費は、それぞれの施設で若干の差異はございますが、支出内容は、熊谷衛生センターと同様、施設の管理運営に要する経費でございます。

次に、25ページに参りまして、5目大里広域クリーンセンター費でございますが、事業名、管理

運営経費の10節需用費の説明欄の上から4番目の施設補修費は、破碎機のハンマーの交換のほか、各設備の修繕に要する経費でございます。

次に、同じく説明欄の一番下の施設その他修繕料は、小規模な緊急修繕や各機器の部品交換等の経費でございます。

次に、26ページに参りまして、12節委託料の説明欄の一番上の委託料は、中間処理により発生する再資源化できない残渣等について、外部の処理施設等への処理委託料でございます。

次に、その下の管理運営委託料は、施設の運転管理及び有価物回収のための業務委託料でございます。

次に、14節工事請負費は、劣化が著しい破碎機のローターディスク更新のための経費でございます。

次に、17節備品購入費は、老朽化が著しいフォークリフトの買換えのための経費でございます。

次に、27ページに参りまして、4款公債費は、ごみ焼却施設の長寿命化施設整備事業の財源として借り入れた組合債の元金及び利子の償還金でございます。

次に、28ページに参りまして、5款予備費は、不測の支出に充てるため計上するものでございます。

次に、歳入の主なものについて申し上げますので、前にお戻りいただき、6ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金は、構成市町からの負担金でございます。このうち、1目事務費負担金は、議会や事務局の運営等の経費に充てるための負担金でございます。

次の2目衛生費負担金の説明欄の一番上の可燃物処理施設管理運営費負担金は、熊谷、深谷、江南のごみ焼却3施設の管理運営費に対する負担金、その下の不燃物処理施設管理運営費負担金は、大里広域クリーンセンターの管理運営費に対する負担金、その下の長寿命化施設整備事業費負担金は、組合債の償還経費に対する負担金、一番下の新施設整備事業費負担金は、次期ごみ処理施設の建設準備費に充てるための負担金でございます。これらの負担金の内訳については、後ほど御説明いたします。

次に、7ページに参りまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料は、ごみ焼却施設で受け入れる事業系及び家庭系の一般廃棄物の処理手数料でございます。

次に、8ページに参りまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金は、次期ごみ処理施設の建設準備費に対し、国から交付されるものでございます。

次に、9ページに参りまして、4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、不燃物処理施設建設基金及びごみ処理施設整備基金それぞれの預金利子でございます。

次に、10ページに参りまして、5款繰入金、1項基金繰入金、1目ごみ処理施設整備基金繰入金

は、ごみ焼却施設の改修工事の財源として同基金から繰り入れるものでございます。

次に、11ページに参りまして、6款繰越金は前年度からの繰越金でございます。

次に、12ページに参りまして、7款諸収入、1項1目雑入の説明欄の上の物品売払収入は、大里広域クリーンセンターに搬入され分別処理した金属やペットボトル等の有価物の売払収入でございます。

次に、39ページをお願いいたします。組合格約第15条第2項の規定によります市町別負担金について御説明いたします。事務費の市町別負担金でございますが、その負担割合は、均等割が10%、人口割が90%で、人口割は令和4年4月1日を基準日とする住民基本台帳登録人口によるもので、これにより算定される負担金の額は、熊谷市が4,141万9,853円、深谷市が3,113万1,803円、寄居町が921万6,344円、計8,176万8,000円でございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

40ページをお願いいたします。続きまして、議案第2号 令和5年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について御説明いたします。

41ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は、均等割が10%、人口割及び搬入割がそれぞれ45%、人口割は令和4年4月1日を基準日とする住基人口、搬入割は可燃ごみの令和3年度実績によるもので、これにより算定される負担金の額は、熊谷市が14億3,180万4,898円、深谷市が10億4,719万3,686円、寄居町が2億9,507万3,416円、計27億7,407万2,000円でございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

42ページをお願いいたします。続きまして、議案第3号 令和5年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について御説明いたします。

43ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は先ほどと同様で、搬入割は不燃ごみの搬入量によりますが、これにより算定される負担金の額は、熊谷市が2億5,661万9,109円、深谷市が2億592万6,847円、寄居町が5,825万6,044円、計5億2,080万2,000円でございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

44ページをお願いいたします。続きまして、議案第4号 令和5年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について御説明いたします。

45ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は可燃物処理施設管理運営費と同様で、これにより算定される負担金の額は、熊谷市が7,424万9,831円、深谷市が5,205万7,852円、寄居町が1,499万3,317円、計1億4,130万1,000円でございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

46ページをお願いいたします。続きまして、議案第5号 令和5年度大里広域市町村圏組合新施設整備事業費の市町別負担金について御説明いたします。

47ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は先ほどと同様で、これにより算定される

負担金の額は、熊谷市が9,408万2,727円、深谷市が6,881万240円、寄居町が1,938万9,033円、計1億8,228万2,000円でございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第6号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計について御説明いたしますので、表紙にナンバー4と表示のあります特別会計予算書を御覧いただきたいと存じます。

1ページをお願いいたします。第1条は歳入歳出予算で、総額を334億8,218万9,000円と定めるものでございます。この内容については、後ほど御説明いたします。

第2条は歳出予算の流用で、保険給付費について、同一款内における各項の間の流用ができることを定めるものでございます。

次に、予算の内容について御説明いたしますので、5ページ及び6ページをお願いいたします。総括でございますが、歳入歳出それぞれの合計は、前年度と比較し、9億5,491万3,000円、率にいたしまして2.9%の増で、基本的に第8期介護保険事業計画の財政フレームに沿った形で予算編成を行ったところでございます。

次に、予算の主な内容について歳出から御説明いたしますので、19ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、事業名、人件費は、次のページにわたりますが、介護保険業務を担当する常勤職員23人分の給与等及び会計年度任用職員29人分の報酬等でございます。

20ページに参りまして、事業名、介護保険業務経費は、次のページにわたりますが、主に介護保険システム使用料や事務機器借上料など、介護保険事務全般に係る経常的な事務経費でございますが、令和5年度は第9期事業計画策定のための業務委託料などを新たに計上するものでございます。

22ページをお願いいたします。2項徴収費、1目賦課徴収費及び2目滞納処分費は、納入通知書の発送をはじめ未納者に対する督促状等の発送や電話催告など、介護保険料の賦課徴収等に係る経費でございます。

23ページに参りまして、3項1目介護認定審査会費の事業名、認定審査会経費は、介護認定審査会委員140人分の報酬をはじめとした審査会の運営に要する経費でございます。

次の2目認定調査費の事業名、認定調査業務経費でございますが、11節役務費のうち、24ページに参りまして、説明欄の下の手数料は、要介護度の認定資料に必要となる主治医意見書の作成手数料でございます。

次に、12節委託料の説明欄の下の調査委託料は、外部の業者に認定調査を委託するものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。2款保険給付費でございますが、1項介護サービス等諸費は、要介護1から5までの認定を受けた要介護者が利用した介護サービスに対する給付費で、1目居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護、福祉用具の購入や住宅改修、ケアプランの作成



など、居宅サービスに係る給付費でございます。

次の2目地域密着型介護サービス給付費は、グループホームや小規模多機能型居宅介護等のサービスに係る給付費でございます。

次の3目施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等への入所など、施設サービスに係る給付費でございます。

28ページをお願いいたします。2項介護予防サービス等諸費は、要支援1または2の認定を受けた要支援者が利用した介護予防サービスに対する給付費でございます。

30ページに参りまして、4項高額介護サービス等費は、介護サービスを利用した際の自己負担額が、所得区分に応じて設けられた限度額を超える場合に利用者の負担軽減を図るため、超過分を支給するものでございます。

31ページに参りまして、5項高額医療合算介護サービス等費は、同一世帯内で、医療費と介護サービス費に係る自己負担分の合算額が所得区分に応じて設けられた限度額を超える場合に、医療、介護の両保険から超過分を支給するもので、介護保険からの支出分でございます。

32ページに参りまして、6項特定入所者介護サービス等費は、施設サービス等を利用した際の食費及び居住費が所得区分に応じて設けられた自己負担限度額を超える場合に超過分を給付するものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。3款地域支援事業費でございますが、要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に介護予防サービスの提供を行うとともに、要介護状態となった場合でも住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業で、事業の多くは構成市町が主体となって企画運営を行い、事業に係る予算は、本特別会計において確保し、執行するものでございます。

それでは、各事業について御説明いたします。初めに、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援者等に対する訪問型サービス及び通所型サービスの実施に係る経費でございます。

次の2目介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援者等に対するケアプランの作成等に係る経費でございます。

1つ飛びまして、4目一般介護予防事業費は、次のページにわたりますが、65歳以上の第1号被保険者を対象とした介護予防教室等の開催に要する経費でございます。

35ページに参りまして、2項包括的支援事業・任意事業費でございますが、1目包括的支援事業費は、高齢者の暮らしをサポートするため、専門家による窓口相談を行う地域包括支援センター16か所の運営及び地域ケア会議の充実に要する経費でございます。

次の2目任意事業費は、次のページにわたりますが、配食サービスや見守り事業、成年後見人制度の利用支援等に要する経費でございます。

36ページに参りまして、3目在宅医療・介護連携推進事業費は、医療と介護の両方を必要とする

高齢者に対し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できるよう、医療機関と介護サービス事業者の連携を推進する在宅医療介護連携拠点の運営経費でございます。

次の4目生活支援体制整備事業費は、在宅生活の中で軽度の支援を必要とする高齢者のニーズに応えるため、その担い手の発掘や養成、ネットワーク化等、支援体制の整備に要する経費でございます。

37ページに参りまして、5目認知症総合支援事業費は、保健医療・福祉の専門チームにより、認知症の早期における支援等を行うための経費でございます。

次に、38ページをお願いいたします。4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金は、基金の運用益を見込み、これを積み立てるものでございます。

次に、39ページに参りまして、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金は、死亡、転出等により過誤納となりました過年度分の保険料の還付金でございます。

次に、40ページに参りまして、6款予備費は、不測の支出に充てるため計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、前に戻りまして7ページをお願いいたします。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、現年賦課分及び滞納繰越分として納付いただく保険料の見込額でございます。

次に、8ページに参りまして、2款分担金及び負担金、1項負担金は構成市町からの負担金で、1目介護保険負担金は保険給付費に対する負担金、2目事務費等負担金は人件費及び業務経費等に対する負担金、3目及び4目の地域支援事業負担金は構成市町で実施する各事業に対する負担金、5目低所得者保険料軽減負担金は低所得者の保険料軽減分に対する負担金でございます。これら負担金の内訳については、後ほど御説明いたします。

次に、9ページに参りまして、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は保険給付費に対する負担金で、負担割合は、居宅介護サービス分が20%、施設分が15%でございます。

次の2項国庫補助金、1目調整交付金は、全国の保険者の財政格差の調整を図るためのもので、第1号被保険者の後期高齢者加入割合や所得状況などに応じて交付されるものでございます。

その下の2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防及び生活支援に対する交付金で、負担割合は、地域支援事業費の20%を基本に調整交付金の交付割合が加算されます。

10ページに参りまして、3目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、地域包括支援センターの運営や配食サービス等の事業に対する交付金で、負担割合は38.5%でございます。

次に、11ページに参りまして、4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、40歳から65歳未満の第2号被保険者の保険料を財源に、社会保険診療報酬支払基金から保険給付費の27%が交付されるものでございます。

その下の2目地域支援事業支援交付金についても、同様に地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の27%が交付されるものでございます。

次に、12ページに参りまして、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する負担金で、負担割合は居宅介護サービス分が12.5%、施設分が17.5%でございます。

次の2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防及び生活支援に要した費用の12.5%が交付されるものでございます。

13ページに参りまして、2目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、地域包括支援センターの運営や配食サービス等に要した費用の19.25%が交付されるものでございます。

次に、14ページに参りまして、6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、介護保険給付費準備基金の預金利子でございます。

次に、15ページに参りまして、7款繰入金、1項基金繰入金、1目介護保険給付費準備基金繰入金は、第1号被保険者保険料の不足額について、準備基金から繰り入れるものでございます。

次に、16ページに参りまして、8款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

49ページをお願いいたします。続きまして、議案第7号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について御説明いたします。

50ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は、介護給付費見込額の12.5%に対し、令和3年度決算における市町ごとの構成比をそれぞれ乗じるもので、これにより算定される負担金の額は、熊谷市が20億8,507万2,101円、深谷市が14億3,415万2,178円、寄居町が4億1,858万9,721円、計39億3,781万4,000円でございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。

51ページをお願いいたします。続きまして、議案第8号 令和5年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について御説明いたします。

52ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は、均等割が10%、総人口割及び高齢者人口割がそれぞれ45%で、人口は令和4年4月1日を基準日といたします。これにより算定される負担金の額は、熊谷市が2億9,294万4,763円、深谷市が2億1,946万5,083円、寄居町が6,848万154円、計5億8,089万円でございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。

53ページをお願いいたします。続きまして、議案第9号 令和5年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について御説明いたします。

54ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は、介護予防・生活支援サービス事業の見込額の12.5%、また包括・任意事業の見込額の19.25%に対し、令和4年4月1日現在の市町ごとの高齢者人口の構成比をそれぞれ乗じるもので、これにより算定される負担金の額は、熊谷市が1億

692万3,763円、深谷市が7,791万4,104円、寄居町が2,046万9,133円、計2億530万7,000円でございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。

55ページをお願いいたします。続きまして、議案第10号 令和5年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について御説明いたします。

56ページに参りまして、表を御覧ください。保険料の軽減額は、第1段階から第3段階においてそれぞれ定められ、これに市町ごとの対象人数を乗じた金額が負担金となります。これにより算出される負担金の額は、熊谷市が2億867万7,960円、深谷市が1億4,004万5,640円、寄居町が4,186万4,400円、計3億9,058万8,000円でございます。

以上で議案第1号から議案第10号までの説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○須永宣延議長 以上で提出者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 2時51分 休 憩

---

午後 3時01分 再 開

○須永宣延議長 休憩中の会議を再開いたします。

これより10件に対する質疑に入ります。

○8番大山美智子議員 座ったまま、よろしいですか。

○須永宣延議長 はい。

○8番大山美智子議員 議案第1号で、4点お聞きしたいと思います。

一般会計ですけれども、資料ナンバー3のページ8ですけれども、循環型社会形成推進交付金1,132万4,000円は、国庫からの補助金だと思うのですけれども、主な使い道についてお願いいたします。

○清水建設準備課長 お答えいたします。

御質問の交付金の対象経費は、次期処理施設の建設準備事業として令和4年度から令和6年度にかけて実施しておりますPFI導入可能性調査、環境影響評価及び事業者選定業務等の業務支援委託でございます。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 分かりました。

2つ目ですけれども、資料ナンバー3の19ページですけれども、衛生費のうち清掃総務費は、前年度比で約1億7,900万円減っています。先ほど御説明の中で、17人の常勤と会計年度が6人とあったのですけれども、それがここに該当するか、ちょっと分からないのですけれども、主に人件費に

かかる場所だと思うのですが、この要因についてお願いいたします。

○福島業務課長兼熊谷衛生センター所長 ただいまの大山議員さんの質疑にお答えいたします。

清掃総務費が前年度比1億7,900万円減の理由ですが、管理運営経費におきまして、主に令和4年度に実施いたしました熊谷衛生センター第二工場の触媒装置の交換工事の終了に伴い、工事請負費が8,190万円の減となったこと。また、次期処理施設建設準備事業の委託料において、環境影響評価等の業務支援委託料の額の確定や、新深谷清掃センター建設候補地にある建物等の解体に係る設計委託の終了などに伴い9,460万円の減になったこと等によるものです。

職員数につきましては、今年度と同様の体制を予定しております。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 私の捉え方が間違っていました。職員は変わらないで、いろんな事業が終わったせいだということで、分かりました。ありがとうございます。

3つ目ですけれども、続けてよろしいですか。

○須永宣延議長 はい。

○8番大山美智子議員 21ページの熊谷衛生センター、そしてページ22ページの深谷清掃センター、ページ24の江南清掃センター、それからページ25の大里広域クリーンセンターの管理運営経費なのですが、先ほどもちょっと説明がありましたけれども、光熱水費等の高騰で大きくなっていると思うのですが、新年度予算にどのように反映されたのか、前年度と比較してお願いします。

また、ほかにも物価高騰のそうした影響があれば、お示しいただければと思います。

○福島業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

初めに、光熱水費についてでございますが、国際情勢や為替レートの変動などの影響を受けて、令和4年度において電気料が高騰し、その主な要因であります発電に要する燃料価格を反映した燃料費調整単価の上昇率を参考に算出いたしました結果、各センターにおける光熱水費が合計3億8,290万円の増となっております。

次に、光熱水費以外の物価高騰の影響でございますが、薬剤等購入費が、光熱水費と同様、令和4年度から上昇傾向にあり、前年度比平均約17%、額にいたしまして1,720万円の増を見込んでおります。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 光熱費だけでも4億円くらいですか、上がっているということがありました。やりくりがとても大変だったと思います。

次ですけれども、21ページの次期処理施設建設準備事業で、2億987万6,000円のうち、ほとんどの2億840万円は委託料になっています。この内訳についてと、また施設の進捗状況について、それから地域の方からの御要望があるわけですが、アクアピア2は建設予定と考えてよいのかに

ついてお願いいたします。

○清水建設準備課長 お答えいたします。

初めに、委託料の内訳は、先ほど御説明した環境影響評価等の業務支援委託として2億529万3,000円、建設候補地の地下水モニタリング分析調査業務として11万5,000円、新ごみ処理施設整備に係る技術支援業務として299万2,000円です。

次に、進捗状況ですが、今年度は新設整備に向けたPFI導入可能性調査、建設候補地での環境影響評価に係る現地調査、地質調査及び土地調査測量等を実施いたしました。令和5年度は、引き続き環境影響評価に係る現地調査、新施設の発注支援及び事業者選定について進めていく予定です。

次に、(仮称)アクアピア2についてですが、実施主体である熊谷市に確認したところ、建設予定の新ごみ処理施設の稼働開始と同時期に整備することが効率的であり、現時点においては、その方向で準備を進めている旨の説明をいただいております。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 ありがとうございます。

地下水のモニタリングもきちんと費用11万円をかけてされているということで、少し安心しました。

それから、アクアピア2については、その方向で進めているということですので、これも安心いたしました。

続けてよろしいですか。

○須永宣延議長 はい。

○8番大山美智子議員 議案第6号ですけれども、令和5年度介護保険特別会計予算について、これも4点お聞きしたいと思います。

23ページですけれども、認定審査会経費について、前年度比で僅か146万円増えています。申請から認定までの期間は、平成30年度が42.3日、令和元年度が46.2日、それで令和2年度が38.9日、令和3年度が48.1日です。昨年10月については49.2日というふうには増えています。現在、申請中の人数と認定に要する日数は何日なのか、お願いいたします。

○柏木介護保険課長 お答えいたします。

現在申請中の人数は、令和5年3月20日現在1,227人です。また、令和4年4月から令和5年2月までの各月の認定に要しました平均日数は53.7日、また2月末現在では43.4日となっております。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 私は、いつ50日を超えるのかなと、とても心配していますけれども、既に53.7日ということで、超えてしまったという状況になっていると思います。

次ですけれども、3市町の総人口は36万7,911人、高齢者は11万1,719人で、30.3%を占めています。

す。そのうち介護認定を受けている方は全高齢者の16.29%ということで、しばらく前に答弁があったと思いますけれども、高齢者は増えるわけですので、認定審査される方もおのずと増えることになると思います。申請から認定までの日数については、介護保険法の目途では原則30日以内とされています。しかし、先ほどの答弁にもありましたけれども、平均で53.7日ということで、30日を大幅に超えています。

認定までの日数については、昨年11月の会議でも質疑をいたしまして、令和3年度は1回当たりの件数の見直しなどの検討はそのとき行っていないというふうにありました。資料で審査状況について見ますと、審査会を479回、1回当たり26件とありますけれども、それでも改善されていない状況があると思います。今後、審査会の委員の人数や合議体を増やすなど、抜本的な改善策を取らなければと思っています。ぜひなるべく早くサービスが受けられるように改善を図っていただきたいと思いますが、そこで、11月以降、改善を図る取組は何かされたのか。また、5年度計画していることはありますか。お願いいたします。

○**柏木介護保険課長** お答えいたします。

改善を図る新たな取組といたしまして、議員さん御指摘の1回当たりの審査件数が26件に満たない場合での審査会開催につきまして、関係機関と調整し、12月から開始いたしました。

また、申請件数の増加に対する対策といたしまして、1点目は、認定調査員を20名から22名と2名増員することで、新規申請や区分変更申請などの認定調査をより速やかに進めてまいりたいと考えております。

また、2点目といたしまして、認定調査を民間事業所に委託する際の単価を3,630円から4,400円に増額し、県内他市と同程度の水準に引き上げることで調査受託件数の増大を図り、速やかな認定につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**8番大山美智子議員** 分かりました。ありがとうございます。少しずつですけれども、改善がされていくのではないかとということで、次回、数字を聞くのを楽しみにしていますので、よろしく願いいたします。

次ですけれども、介護保険料が高いという声がよく寄せられているのですけれども、広域の事務所のほうにはそういった相談はどれくらいありますか。お願いします。

○**柏木介護保険課長** お答えいたします。

年度当初の納付書送付後に多くのお問合せをいただいております。令和4年度の件数を申し上げますと、介護保険課ほか各介護保険事務所におきまして385件ございます。問合せの主な内容といたしましては、年金天引きによる特別徴収制度に関する事、口座振替に関する事、保険料の算出方法に関する事などで、その際、保険料が高いなどの御意見もいただいております。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 分かりました。385件と大変たくさんの方から寄せていただいていると思いますので、ぜひその方、その方について、細かく御相談に乗っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次ですけれども、資料ナンバー8の31ページですけれども、介護認定審査会の市町別運営状況について書かれているのですが、判定の結果、非該当の方が熊谷市は19件あります。深谷市が7件、寄居町が1件、合計27件とありました。この方たちにはどのような対応をされているのでしょうか。市町ごとに違っているのでしょうか。お願いいたします。

○柏木介護保険課長 お答えいたします。

結果通知の際に、各市町が実施する地域支援事業が利用できる場合があること、及び今後心身の状況が変わった場合には改めて申請ができることをお知らせしております。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 分かりました。

次ですけれども、議案第9号の令和5年度の地域支援事業の市町負担金について1点お願いいたします。昨年の予算議会の際に、地域支援事業については、見込額を超えた場合、サービスが打ち切られることはあり得るのかというふうに聞きました。そのときに、例年予算の範囲内で対応ができ、令和3年度も同様。仮に同じ事業内で見込額を超えても、予算の節の範囲内で収まる場合については、会計上、流用等の必要もなく、また市町ごとの分担金においても実績額で翌年度精算を通常に行うために特に不合理は生じない。そして、万が一にも予算の節の範囲内を超えるような場合には、補正または流用によることを検討しますというふうにありました。この1年、サービスが打ち切られることはなかったのか。また、5年度も同じようにサービスが打ち切られることがないと考えてよいのかについてお願いいたします。

○柏木介護保険課長 お答えいたします。

これまでサービスの打ち切りなどはございません。また、予算の不足が見込まれる場合におきましては、既定予算の流用や補正等を検討したいと考えます。

以上でございます。

○須永宣延議長 ほかに。

○11番三田部恒明議員 それでは、何点か伺わせていただきます。

まず、一般会計予算の関係でございますけれども、ちょっと分かりやすいので、ナンバー8の参考資料のほうから質疑を申し上げます。

まず、5ページ、歳入部分に係るところなのですが、国庫支出金です。循環型社会形成推進交付金がございます。これは新施設の次期処理施設の関係の国庫補助だと思っておりますけれども、令和4年度比較で差があります。大体平準化していくのではないかなというふうに思ったりもするのですが、ここの6のところの繰越金がございます。これは事業が複数年度にわたるので、



国庫補助金というのも繰越しをさせていただいてという部分になると思いますけれども、これがあるがゆえでしょうか。その辺りちょっと御説明いただければと思います。

○清水建設準備課長 お答えいたします。

対象の交付金につきましては、令和4年度から頂いておりました、当初要望いたしました内示額に対し、発注による請負残とか、業務の内容の進捗等により、今年度につきましては、1億671万円の内示額に対し、執行額が4,960万3,000円ございました。その差引5,710万7,000円について、交付金の要綱によりまして、1年に限り翌年度に繰越しができるという決まりがございまして、今回それを活用させていただいたものでございます。

令和5年度につきましても、引き続き交付金を活用する予定でございしますが、5年度に予定している事業費に対しては、この繰り越した金額を充てて、不足する分について新規に要求していく予定でございます。

以上でございます。

○11番三田部恒明議員 ありがとうございます。

それから、同じページで基金繰入金の御説明があったと思います。こちら、ごみ処理施設の整備基金からの繰入金ということで、既存のごみ処理施設の改修工事に充てるということで、基金を取り崩して繰り入れているのですけれども、これは基金から繰り入れとした理由というのは何ですか。逆に、構成市町の負担金を増やすという選択ではなくて、基金からの繰り入れとした、その辺りちょっと御説明いただきたいと思います。

○福島業務課長兼熊谷衛生センター所長 三田部議員さんの質疑にお答えいたします。

現行の施設を安定稼働させるための重点的な工事費につきまして、そのまま構成市町に負担金として御請求してしまいますと、構成市町の財政状況等に多大なる影響があることもありますので、基金の決まりにのっとりまして、そこから充当させていただいて、なるべく負担金を抑制する方向で繰り入れさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○11番三田部恒明議員 その説明、よく分かるのですけれども、今ちょっと基金自体の資料も手持ちにないので、あれなのですけれども、基金の取崩しの規則的な部分はあるのですか。ここまでの範囲はいいとか。

○福島業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

ごみ処理施設及び不燃物処理施設の大規模修繕等に要する経費の財源に充てるため、大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基金を設置しており、基金に前年度からの繰越金等を積み立てておりますが、使用できる経費というのが大規模修繕に係るもののみということになっておりますので、今回のような大規模に、もともとの基幹改良よりも長期に安定稼働させるための工事に充てさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

- 11番三田部恒明議員 ありがとうございます。通告なしで質疑しておりますので、申し訳ありません。

それから、7ページでございます、管理運営経費です。新年度の自動車購入費の増によるということで、備品購入費がございます。これは購入する自動車の関係、御説明をお願い申し上げたいと思います。

- 福島業務課長兼熊谷衛生センター所長 質疑にお答えさせていただきます。

現在クリーンセンターで使っております組合所有のフォークリフトにつきましては18年から22年経過しており、修理費だけで多大な支出が発生しております、今後の安定稼働のために古いものから順番に入れ替えさせていただく予定で、来年度は3台入れ替える予定で予算化させていただきました。

以上でございます。

- 11番三田部恒明議員 ありがとうございます。

それでは、議案第6号です。特別会計のほうでございます、こちらも参考資料から質疑を申し上げますけれども、12ページ、歳出の部分です。それで、介護保険業務経費というのがございまして、委託料の関係ですけれども、ここで新というふうにございまして、介護保険課電話応対等業務委託というのがございますけれども、歳出がゼロになっているので、これはなぜかなということなのです。

- 柏木介護保険課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、こちらに書いてあります介護保険課にかかってまいります電話、市民の方等からの電話の対応について、業務委託を当課において検討したということで記載したものでございます。

以上でございます。

- 11番三田部恒明議員 分かりました。

それから、15ページの一般介護予防事業費の項目なのですけれども、この主な増減理由の説明書きに事業実施方法の変更によるとあるのです。これがどんな変更なのか、ちょっと御説明をお願い申し上げたいと思います。報償費と委託料、両方あるのですけれども、どういうことなのか。

- 柏木介護保険課長 お答えいたします。

市町で申し上げますと、深谷市で実施しております介護予防教室等の一般介護予防事業に関しまして、実際の開催実績等に合わせた予算となっております。

以上でございます。

- 11番三田部恒明議員 分かりました。

同じく15ページでございますけれども、包括的支援事業・任意事業費というのが一番最後に記載

あります。これは令和4年度の地域包括支援センターの事業評価というのをを出していただいています。研修計画について令和5年度どうするのかなというところで、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○柏木介護保険課長 議員さん、申し訳ございません。研修の計画でよろしいでしょうか。

○11番三田部恒明議員 事業評価の中で、実施できていない部分に研修計画というのがあったと思いますけれども、地域支援センターの運営状況調査回答一覧という項目の中で一つ気になったので、聞いてしまいますけれども。

○柏木介護保険課長 今回配付させていただいた資料ではなくて、介護保険の運営協議会時の資料においてということよろしいでしょうか。

○11番三田部恒明議員 そうです。すみません。

○須永宣延議長 三田部議員さん、今議案にちょっと載っていない案件なので、後で資料として提出する方法を取らせていただきますので。

○11番三田部恒明議員 了解です。すみませんでした。

最後に16ページでございまして、こちらの認知症総合支援事業費というのがございます。ここの説明のところ、認知症支援事業周知による増とあるのです。こちらの御説明をちょっと簡単にお願ひしたいと思います。内容だとか数値、どう変わるかというところ。

○柏木介護保険課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、2市1町において認知症予防の周知を図るパンフレットの作成費用となっております。

以上でございます。

○須永宣延議長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより10件を順次採決いたします。

議案第1号 令和5年度大里広域市町村圏組合一般会計予算、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次、議案第2号 令和5年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金に

ついて、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次、議案第3号 令和5年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次、議案第4号 令和5年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次、議案第5号 令和5年度大里広域市町村圏組合新施設整備事業費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次、議案第6号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次、議案第7号 令和5年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次、議案第8号 令和5年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次、議案第9号 令和5年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次、議案第10号 令和5年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

△議案第11号 令和4年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）

議案第12号 令和4年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算  
（第2号）

○須永宣延議長 次、日程第7、議案第11号 令和4年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）及び議案第12号 令和4年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上2件を一括議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

○三友事務局長 着座にて失礼いたします。

ただいま議題となりました議案第11号及び議案第12号について、順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第11号 令和4年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）について御説明いたしますので、表紙にナンバー5と表示のあります一般会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

1ページをお願いいたします。第1条は歳入歳出予算の補正で、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1億312万9,000円を追加し、総額を46億6,082万4,000円とするものでございます。

次に、予算の内容について歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費、事業名、管理運営経費の基金積立金は、前年度繰越金をごみ処理施設整備基金に積み立てるため、追加するものでございます。

次に、歳入について申し上げますので、6ページをお願いいたします。6款繰越金は、今回の補正予算の財源として前年度繰越金を追加するものでございます。

以上で議案第11号の説明を終わります。

続きまして、議案第12号 令和4年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）

について御説明いたしますので、表紙にナンバー6と表示のあります介護保険特別会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

1ページをお願いいたします。第1条は歳入歳出予算の補正で、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,349万3,000円を追加し、総額を332億5,990万2,000円とするものでございます。

次に、予算の内容について歳出から御説明いたしますので、9ページをお願いいたします。4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金、事業名、介護保険給付費準備基金積立事業は、前年度繰越金を同基金に積み立てるため、追加するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、事業名、償還金は、令和3年度の介護給付費等の額の確定に伴い、市町負担金の超過分を精算するため、追加するものでございます。

11ページをお願いいたします。2項1目利用者負担額軽減支援費、事業名、原発警戒区域等避難者等負担軽減支援事業は、東日本大震災に伴う原発警戒区域等からの避難者の介護保険サービス利用時の自己負担額の減免に要する経費でございます。

次に、歳入について申し上げますので、6ページをお願いいたします。2款分担金及び負担金、1項負担金、4目地域支援事業負担金（包括事業・任意事業）及び5目低所得者保険料軽減負担金は、令和3年度の事業費の確定に伴い、令和3年度分の市町負担金の不足分を精算するため、追加するものでございます。

次に、7ページに参りまして、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金は、先ほど歳出で御説明いたしました東日本大震災に伴う避難者のほか、新型コロナウイルス感染症による減収者への減免措置分を受け入れるものでございます。

その下の6目介護保険災害臨時特例補助金は、先ほどと同様、減免措置分を受け入れるものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。8款繰越金は、今回の補正予算の財源として前年度繰越金を追加するものでございます。

以上で議案第11号及び議案第12号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○須永宣延議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより2件に対する質疑に入ります。

○8番大山美智子議員 1点お願いします。

資料ナンバー6の11ページで、原発警戒区域等避難者等負担軽減支援事業ということで、先ほど御説明がありましたけれども、介護保険に関する負担金だということで御説明があったわけなのですが、これは補正ですけれども、併せて事業対象の全体の状況についてと、それから介護認定の方のみの支援なのかについてお願いいたします。

○**柏木介護保険課長** お答えいたします。

制度の内容でございますが、東京電力福島第一原発の事故に伴い避難指示区域内に住所を有する被保険者及び台風等災害救助法が適用された自治体内に住所を有する被保険者が介護認定を受け介護サービスを利用した際に被保険者に代わって利用者負担額を負担するもので、軽減措置に対し、国から災害臨時特例補助金として10分の2、また調整交付金として10分の8が交付されるものです。

次に、本年度の実施状況ですが、震災発生時、避難指示区域内に住所を有し、現在、熊谷市在住の被保険者1名の方の利用者負担額に対しまして軽減を行っておるものです。

以上でございます。

○**須永宣延議長** ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○**須永宣延議長** ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○**須永宣延議長** 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより2件を順次採決いたします。

議案第11号 令和4年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○**須永宣延議長** 起立全員であります。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次、議案第12号 令和4年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○**須永宣延議長** 起立全員であります。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

△議案第13号 大里広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例

○**須永宣延議長** 次、日程第8、議案第13号 大里広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

○**三友事務局長** 着座にて失礼します。

ただいま議題となりました議案第13号 大里広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例について御説明いたしますので、表紙にナンバー7と表示のあります第1回定例会議案を御覧

いただきたいと存じます。

1 ページをお願いいたします。初めに、この条例の制定の経緯と趣旨でございますが、国、地方公共団体、民間が保有する個人情報の取扱いにつきましては、それぞれ異なった法令が適用されておりまして、地方公共団体においては、本組合を含め、条例で定め、その運用に努めているところでございます。

このような中、情報通信技術の進展とデジタル社会の推進を背景に、個人情報の適正かつ効果的な活用が、新たな産業の創出や活力ある経済社会の実現に資することから、令和3年に個人情報の保護に関する法律が改正されまして、個人情報の取扱いが共通ルールとして一元化され、令和5年4月から法律の規定が適用されることとなりました。これを受けまして、現在の大里広域市町村圏組合個人情報保護条例を廃止し、法律が条例で規定することを許容している事項を定める法律施行条例を新たに制定するものでございます。

次に、条例の内容について御説明いたします。初めに、条例名でございますが、個人情報の取扱いに関する原則は、改正後の個人情報の保護に関する法律に定められ、新たな条例では、法律を施行するために必要な事項を定めることから、個人情報の保護に関する法律施行条例とするものでございます。

次に、条文の内容でございますが、現行の条例では、責務を定める条文のほか、個人情報の収集から、適正な管理、開示請求の手続、罰則規定まで、体系的に条文が構成されていますが、制度の根幹部分は法律に定めがあることから、新たに制定する条例では、法律が条例で定めることを許容された条文のみで構成されております。

それでは、順次、条文に沿って御説明いたします。

第1条は、この条例の趣旨を定めています。

次に、第2条は、条例で使用用語は法令の例によることを定めています。

次に、第3条は開示決定等の期限を定めるもので、第1項では、管理者等の組合の機関を列記しています。議会が除かれておりますが、これは、改正後の法律において、議会が適用対象から除かれていることによるものでございます。

また、個人情報の開示請求があった場合の決定期限について、現行の条例と同様に15日以内と定めています。法律では「開示請求があった日から30日以内にしなければならない」と規定しておりますが、法律で定めた期限より短い日数とすることにより不利益が生じることはありませんので、現行と同様に定めるものでございます。

第2項では、第1項で定めた開示決定期限の原則に対し、事務処理上の困難など正当な理由がある場合には、決定期限をさらに30日延長できることを定めています。現行条例では60日を限度に延長することができましたが、新条例では、原則の15日に延長の30日を加えた45日までとなります。

次に、第4条は、次のページにわたりますが、開示決定等の期限の特例を定める規定で、先ほど、



第3条第2項で、事務処理上の困難を理由に期限の延長を定めたところですが、この条文は、開示請求の対象が著しく大量で、45日以内に開示決定することが、事務の遂行に著しく支障が生じるおそれがある場合には、45日以内に相当部分の開示決定を行い、残りの部分は45日を超えて決定することを可能とするものです。これに該当する場合には、開示請求者に対し、その理由と期限を書面により通知することとします。

2ページをお願いいたします。第5条第1項は、開示請求に係る手数料について定めています。法律では、「実費の範囲内において条例で定める額の手数を納めなければならない」と規定していますが、現行の条例においては手数料を無料としていますので、同様に無料とするものです。

第2項は、開示した文書のコピー代、複写実費ですが、開示請求した本人に負担していただくことを定めるもので、現行条例と同様に本人負担とするものです。

次に、第6条は、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料を定めるものです。行政機関等匿名加工情報とは、組合が保有する個人情報を、特定の個人が識別できないように加工し、かつ復元できないようにした情報をいいます。

第1項では、組合が主体的に匿名加工した個人情報を利用する場合の手数を、第2項は、組合が保有している個人情報に関して、民間から提案を受けて組合が匿名加工する場合の手数を定めています。これらの手数料は、政令で定める額を標準として条例で定めるとされており、国と同額としています。

3ページに参りまして、第7条は審議会への諮問を定めています。条例の改廃や安全管理措置の基準を定める場合には、情報公開・個人情報保護審議会に諮問できることとするものです。

次に、第8条は実施状況の公表を定めています。現行の条例においても、自己情報の開示等の受付件数等を公表しておりますので、引き続き公表するものです。

次に、第9条は、委任規定として、条例の施行に関し、必要な事項を規則等で定めることとするもので、例えば複写実費の額や開示請求書の様式といった細目的な事項が対象となります。

次に、附則でございますが、附則第1項は、この条例の施行日を、法律の施行日と同日の令和5年4月1日からと定めるものです。

附則第2項は、現行の個人情報保護条例を廃止することを規定しています。

4ページに参りまして、附則第3項から5ページの第8項までは、現行の条例を廃止することに伴う経過措置を定めています。現行の条例では、個人情報の適切な取扱いや条例の規定に違反する行為があった場合の罰則を定めており、法律の施行日前に行われた行為に対しては、この附則の規定を根拠に罰則等が適用されます。

5ページの附則第9項及び6ページの第10項は、今回の条例制定に伴い関係する条例の一部改正を行うもので、現行の個人情報保護条例の名称や実施機関の定義を引用している条例について、文言の整備を行うものです。

以上で議案第13号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○須永宣延議長 以上で提出者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 3時58分 休 憩

---

午後 4時12分 再 開

○須永宣延議長 休憩中の会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

○8番大山美智子議員 7点お願いします。

熊谷市では、熊谷市個人情報保護に関する法律施行条例が昨年の12月議会で可決されていますけれども、この大里広域の条例の中身というのが、熊谷市でやったものと同じでしょうか。まずお聞きします。

○大屋事務局次長兼総務課長 それでは、大山議員の質疑に対してお答えいたします。

今回提案しました条例が熊谷市の条例と内容が同じかどうかという御質疑でございますが、今回条例案を策定するに当たりまして、構成市町、熊谷市、深谷市、寄居町の同様の条例を参照いたしてございます。その中で、主として熊谷市の条例を参考としてこの条例案を策定しているところでございます。したがって、内容につきましては、熊谷市の当該条例とほぼ同じ内容の条例の内容になってございます。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 分かりました。ほぼ熊谷と同じということで分かりました。

それで、可決された熊谷市の条例なのですけれども、手数料を盛り込んでいます。深谷市及び寄居町は、多分12月議会にかかったと思いますけれども、その条例には手数料を盛り込んでいるのでしょうか。同じ内容で可決になったのでしょうか。お願いします。

○大屋事務局次長兼総務課長 それでは、お答えいたします。

手数料の規定を、各市町、盛り込んでいるかどうかという御質疑でございますが、開示請求に係る手数料につきましては、構成市町、熊谷市、深谷市、寄居町、全て規定してございますが、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料につきましては、規定しておりますのは熊谷市の条例だけでございます。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 当分の間、行政機関等匿名加工情報の利活用の提案募集については、都道府県と政令都市のみに義務づけられていて、一般の市町村では、できる規定、任意とされていたと思います。県内で一般の市町村で手数料を盛り込んだのは、昨年12月の議会では熊谷市だけだったと承知しています。ほかの市町村については、市民の情報の取扱いを慎重に扱いたいということで、

手数料を盛り込まなかったのだとも考えています。今回提案の広域事業に手数料を盛り込んだ要因というのは何でしょうか。お願いします。

○大屋事務局次長兼総務課長 それでは、お答えいたします。

その前に、この条例を提案することになりました令和3年の個人情報の保護に関する法律の改正の趣旨でございますが、情報通信技術の飛躍的な進展とデジタル社会の推進を背景として、いわゆるビッグデータの適正かつ効率的な活用が新たな産業の創出や活力ある経済社会の実現に資するよう、個人情報の保護とその利活用の推進の調和を図るといふ、そういった趣旨でございます。議員御案内のとおり、都道府県や政令指定都市は、匿名加工情報の利用について提案募集が義務化されてございまして、市町村については、当分の間、提案募集ができるものと規定されているところでございます。

本組合におきましては、将来的にはデジタル化の進展とビッグデータを活用する場合が生じる可能性はあり、それによって有益な活用事例も生まれることも考えられますことから、あらかじめ手数料について規定したものでございます。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 分かりました。ビッグデータの利活用することで有益なことも多いことでありましたけれども、だとすれば、もっとたくさんの市町村が、この利用料を入れたり、そういうものも盛り込んでよかったのかなというふうには思います。

次ですけれども、熊谷市では、すぐには募集はしないけれども、あらかじめ手数料を規定したいということで手数料が盛り込まれました。この広域の匿名加工情報の募集の時期というのは、いつ頃を想定していますか。お願いします。

○大屋事務局次長兼総務課長 お答えいたします。

当組合におきましても、具体的な利用提案募集の予定は当面ございません。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 分かりました。

次ですけれども、行政機関等匿名加工情報については、市が保有する個人情報を特定の個人が識別できないように加工して、かつその個人情報を復元できないようにした情報であるというふうに思いますけれども、広域の場合はどのような状態にするのでしょうか。PDFなのか、そういうものにするということなののでしょうか。また、広域が持っている情報というのはどのようなものがありますか。お願いします。

○大屋事務局次長兼総務課長 お答えいたします。

匿名加工個人情報とは、個人情報を加工して、個人が特定できないようにしたものでございます。例えば個人情報から氏名を削除し、その事務処理のために番号を振っていれば、番号を削除したりいたします。生年月日につきましても、例えば昭和何年何月何日とあれば、年齢何歳代というふう

に置き換えなどを行います。それと、住所などにつきましても、例えば埼玉県熊谷市、深谷市、寄居町とまで記載しまして、それ以下の地番等を省略するような形で、個人情報に特定できないように加工することです。

それと、現在、大里広域で所有する個人情報といたしまして、行政機関等匿名加工個人情報の対象となり得る個人情報につきましては、主として介護保険に係る個人情報でございます。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 分かりました。

次ですけれども、先ほど説明の中の第7条に、審議会への諮問について書かれていました。条例の規定の改正や廃止しようとする場合には、情報公開・個人情報保護審議会に諮問できることを規定するとありましたけれども、審議会に諮問するかどうかの判断というのは誰がされるのでしょうか。

また、広域内に情報公開・個人情報保護審議会が設置されているのでしょうか。また、メンバーはどなたでしょうか。お願いします。

○大屋事務局次長兼総務課長 それでは、お答えいたします。

情報公開・個人情報保護審議会に諮問する場合の判断は誰がするかという御質問でございますが、最終的に判断するのは、この条例で規定しているところの組合の機関、すなわち管理者、公平委員会または監査委員でございます。

それと、審議会が設置されているか、メンバーは誰かという御質問でございますが、情報公開・個人情報保護審議会については、条例上は設置してございます。しかしながら、委員につきましては、これまで御審議いただく事案がなかったことから、現在、委員は委嘱されてございません。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 メンバーが決まっていなくて、審議会が設置されているというふうには考えにくいのではないかなというふうには思います。いずれにしても、市民の大事な情報ですので、取扱いには慎重に、本当に丁寧にさせていただきたいと思います。

終わります。

○須永宣延議長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

議案第13号 大里広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例、本案について原案の

とおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○須永宣延議長 起立多数であります。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 4時22分 休 憩

---

午後 4時30分 再 開

○須永宣延議長 休憩中の会議を再開いたします。

---

△日程の追加

○須永宣延議長 お諮りいたします。

先ほど、小林國章議員ほか15名の議員から、議提議案第1号 大里広域市町村圏組合議会の個人情報保護に関する条例が提出されました。

本件を日程に追加し、直ちに議題としたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○須永宣延議長 御異議なしと認めます。

したがって、議提議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

職員が議事日程を配付いたします。

[資料配付]

---

△議提議案第1号 大里広域市町村圏組合議会の個人情報保護に関する条例

○須永宣延議長 次、日程第9、議提議案第1号 大里広域市町村圏組合議会の個人情報保護に関する条例、本案を議題といたします。

職員が議案を配付いたします。

[資料配付]

○須永宣延議長 書記が議案を朗読いたします。

なお、提出者及び提案理由のページを朗読することといたします。

[職員朗読]

(議提議案第1号)

令和5年3月22日

議長 須 永 宣 延 様

提 出 者 議 員 小 林 國 章

〃 新 島 一 英  
〃 影 山 琢 也  
〃 権 田 清 志  
〃 守 屋 淳  
〃 黒 澤 三千夫  
〃 大 山 美智子  
〃 森 新一  
〃 今 井 慶一郎  
〃 三田部 恒 明  
〃 柴 崎 重 雄  
〃 馬 場 茂  
〃 石 川 克 正  
〃 仲 田 稔  
〃 権 田 孝 史  
〃 ・ 澤 康 広

議案提出について

令和5年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会（3月22日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

〔議提議案第1号〕 大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例

〔理由〕 議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会在が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため

○須永宣延議長 お諮りいたします。

本案について、提出者の説明を省略したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 御異議なしと認めます。

よって、本案については、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

議提議案第1号 大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例、本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議提議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

△閉会の宣告

○須永宣延議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

議員各位及び管理者をはじめとする関係者の皆様のおかげをもちまして、令和5年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を終了することができました。本席から厚く御礼申し上げ、閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後 4時35分 閉 会